



## 久保隆照のホクトセブン社と野田 實の東京宅は、同一マンション内

### 株式会社ホクトセブン所在地

東京都港区高輪4-19-11 高輪スカイハイツ 207号室

### 野田實／東京宅

東京都港区高輪4-19-11 高輪スカイハイツ 305号室

# 野田實／東京宅

(高輪スカイハイツ305号室)



久保隆照のホクトセブン社所在地

(高輪スカイハイツ207号室)



**ホクトセブン社  
高輪スカイハイツ 207号室**



**野田實：東京宅**  
**高輪スカイハイツ 305号室**

履歴事項全部証明書

東京都港区高輪四丁目19番11号  
株式会社ホクトセブン

会社法人等番号	0104-01-013178	
商号	株式会社システムインホクト	
	株式会社ホクトセブン	平成25年 7月 7日変更 平成25年 7月10日登記
本店	東京都港区虎ノ門五丁目3-14号日産研究会館 201	令和 2年11月 1日移転 令和 3年 6月24日登記
	東京都港区高輪四丁目19番11号	令和 5年 6月 7日移転 令和 5年 6月 7日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成2年1月20日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国内外における環境ビジネス事業</li> <li>2 茸類及び農産物の生産及び加工、販売、輸出入</li> <li>3 農業生産に係る国内外生産者の育成及び事業設立支援</li> <li>4 農場、農園における産物の販売及び飲食業の経営</li> <li>5 水産物及び加工品の製造、販売、輸出入</li> <li>6 淡水魚、海水魚の養殖、販売</li> <li>7 健康機器及び食品の卸売及び販売</li> <li>8 前各号に付帯する一切の事業</li> </ol> <p style="text-align: right;">令和 2年12月15日変更    令和 2年12月17日登記</p>	
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境保全・資源リサイクル設備の施工、販売</li> <li>2 食品、飲料水の製造、販売</li> <li>3 医療用具、医療用機器、衛生用品、健康機器の販売</li> <li>4 衣料品、装身具、寝具、日用雑貨の販売</li> <li>5 化粧品、美容機器、トイレタリー用品の販売</li> <li>6 コンピュータシステムの開発、販売</li> <li>7 前各号に付帯関連する一切の事業</li> </ol> <p style="text-align: right;">令和 5年 5月22日変更    令和 5年 6月 7日登記</p>	
発行可能株式総数	800株	
	1億株	令和 5年 5月22日変更 令和 5年 6月 7日登記

整理番号 ム071060

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

ホクトセブン社／商業登記簿謄本

(1ページ目)

東京都港区高輪四丁目19番11号  
株式会社ホクトセブン

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>200株</u>	令和 5年 5月22日変更
	発行済株式の総数 <u>1000万株</u>	令和 5年 6月 7日登記
	発行済株式の総数 <u>2000万株</u>	令和 5年 5月24日変更 令和 5年 6月 7日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
資本金の額	金1000万円	
	金2000万円	令和 5年 5月24日変更 令和 5年 6月 7日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 久保隆照	令和 3年 7月 7日就任 令和 3年 8月12日登記
	取締役 久保田まゆみ	令和 3年 7月 7日就任 令和 3年 8月12日登記
	取締役 岸田洋	令和 3年 7月 7日就任 令和 3年 8月12日登記
	取締役 鈴木孝児	令和 3年 7月 7日就任 令和 3年 8月12日登記
	取締役 橋爪勇	令和 3年 7月 7日就任 令和 3年 8月12日登記
	東京都渋谷区広尾五丁目7番3号 代表取締役 久保田まゆみ	令和 3年 7月 7日就任 令和 3年 8月12日登記
		令和 3年 8月12日登記

# ホクトセブン社／商業登記簿謄本

(2ページ目)

東京都港区高輪四丁目19番11号  
株式会社ホクトセブン

	監査役 久保隆	令和3年7月7日就任 令和3年8月12日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成9年9月4日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

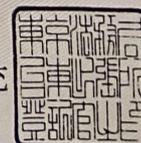
(東京法務局港出張所管轄)

令和7年4月18日

東京法務局台東出張所

登記官

鳥澤 充



整理番号 ム071060

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

3 / 3

ホクトセブン社／商業登記簿謄本

(3ページ目)